

長野県新型コロナウイルス感染症対応方針（12月1日以降） ～感染拡大の抑止と社会経済活動の両立～

令和2年11月24日

新型コロナウイルス感染症長野県対策本部

1 現状・基本認識等

（1）現状

全国の新規陽性者数は、8月第1週をピークに減少が続いた後、ほぼ横ばいであったが、歓楽街に加え、会食や職場、外国人コミュニティなどにおけるクラスターの発生等により、10月以降増加傾向となった。

11月に入ると1日当たりの新規陽性者の確認が2,500人を超え過去最多となるなど、増加傾向が顕著になっている。

全国の直近1週間（11月17日から23日まで）の人口10万人当たり新規陽性者数（公表日ベース）は11.84人となっている。

本県においては、7月以降、第2波と認められる感染拡大が生じたが、9月16日には、感染状況が落ち着いてきたことを踏まえ、全県の感染警戒レベルを1に引き下げ、それまで発出していた注意報・警報を解除した。

その後、新規陽性者数は横ばいの状況が続いたが、10月下旬以降徐々に増えはじめ、11月に入ると本県においても1日当たりの新規陽性者の確認が過去最多となるなど、全国と同様増加傾向が強まり、第3波を迎えているものと考えられる。現在、長野圏域に特別警報、その他の9圏域に警報を発出し、感染拡大状況に応じた対策の強化を図るとともに、注意喚起を行っている。

全県における直近1週間（11月17日から23日まで）の人口10万人当たりの新規陽性者数は6.57人となっている。

（2）基本認識

11月以降、県内においても陽性者数の増加が続いているが、今後さらに増加が続いた場合、医療提供体制がひっ迫することが懸念され、社会経済活動に対する抑制を伴う措置を講じることが必要になるおそれがあると考えられる。県民の命と経済を守るためには、これ以上の感染拡大を防ぐことが重要であり、いまがまさに正念場である。

特に、厳しい寒さを迎える中での適切な屋内環境の保持、感染リスクの高い場面・行動を避けることなど、冬場を迎えるにあたっての感染防止対策や感染拡大予防ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）の遵守を徹底するとともに、徐々に戻り始めた社会経済活動を継続していくため、ウイルスに関する

基本的な知識や県内における感染拡大の原因と思われる事例を県民の皆様と共有し、自らと周囲の人の健康をご自身の行動で守っていただく必要がある。

また、誰もが感染する可能性があるという当事者意識の浸透と、陽性者等を温かく迎える地域づくりを推進する必要がある。

さらに、新型コロナウイルスと季節性インフルエンザの同時流行を想定した診療・検査体制や患者受入体制の整備を引き続き進めるとともに、感染の拡大に対処するため、病床や宿泊療養施設のさらなる確保等を進める必要がある。

こうした対策を実施しながら、厳しい状況が続いている県内経済の再生を図るため、急激に需要が減少している分野等に対して、強力な支援策を講ずるとともに、県民生活を守り、感染防止対策と社会経済活動を両立させる取組を鋭意進めていかなければならない。

県としては、すべての県民と連帯協力してこの危機を乗り越えていくため、学びと自治のアプローチにより、県民の自己決定の最大限の尊重を基本に対策を講じていく。

以上の認識の下、12月以降においては、以下の5点を重点として、対策を進めることとする。

- 1 第3波による感染拡大の抑止に向けた的確な対策を実施すること
- 2 「新しい生活様式」の定着と冬場に向けた呼びかけの強化を図ること
- 3 感染拡大に対処するため、医療・検査体制の整備を進めること
- 4 県民の皆様の生活を支え、経済の再生を図ること
- 5 誹謗中傷等を抑止し県民の絆を守ること

(3) 対応方針の位置付け

本対応方針は、長野県新型コロナウイルス感染症等対策条例（令和2年長野県条例第25号。以下「条例」という。）第4条に基づく基本的方針である。

また、本対応方針中、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）の根拠規定を記載した取組以外は、条例第5条に基づく感染症対策として実施するものである。

なお、感染状況の変化や国の方針の変更等により必要が生じた場合は、本対応方針を見直すものとする。

2 第3波による感染拡大の抑止に向けた的確な対策を実施するための取組

《重点1》

「感染警戒レベル」による感染状況の把握と迅速な対策の強化

第2波の経験等を踏まえ、より実態に即した感染防止対策を行うために修正した県独自の6段階の感染警戒レベルによって、圏域ごとの感染リスクの状況を正

しく把握するとともに、直近1週間の人口10万人当たりの新規陽性者数、入院者／受入可能病床数の割合、重症者／受入可能病床数の割合を重要な指標とし、他の指標も含めて常時モニタリングする。

また、感染が増加した圏域においては必要な要請等を行うほか、積極的な検査の実施、保健所体制の強化など、感染症対策を強化する。

〔危機管理部・健康福祉部〕

3 「新しい生活様式」の定着と冬場に向けた呼びかけの強化を図るための取組 《重点2》

(1) 「新しい生活様式」の定着推進

新型コロナウイルス感染症が、飛沫や接触によりウイルスが目・鼻・口から入って感染することを踏まえ、県民の皆様が感染を防止するための行動を自ら考え、実践できるよう、「信州版『新たな日常のすゝめ』」及び「新型コロナウイルス感染症対策長野県民手帳」について周知を図り、「新しい生活様式」に沿った行動の定着を推進する。

とりわけ店舗・事業所に入るときなど人と接する場合は、マスクの着用をマナーとして行うよう呼びかけるとともに、「うつらない」（自分を守る）、「うつさない」（周囲を守る）、「ひろげない」（地域を守る）ための行動の定着を図る。

これらの感染を防止するための行動については、感染拡大が懸念されている地域を含め、他県から当県へ来訪した方に対しても周知を図り、必ず自分の健康観察を行い、風邪症状がある場合は外出を控えることや、自己の行動歴について記録しておくことなどについて呼びかけていく。

さらに、「信州版『新たな日常のすゝめ』冬 ver.」等により、適切な換気の実施や湿度の保持など、冬場の感染防止対策の徹底を県民及び事業者にも周知する。

〔各部局〕

(2) 陽性者が多数発生している地域への訪問等

直近1週間の人口10万人当たりの新規陽性者数が5.0人を上回っている都道府県への訪問に当たっては、感染防止の3つの基本（身体的距離の確保、人混みの中でのマスク着用、手洗い・手指の消毒）など、基本的な感染防止策を徹底するほか、次のとおり慎重な行動をとることを呼びかける。

- ・ ガイドラインを遵守していない接待を伴う飲食店など、クラスターの発生する可能性のある場所への訪問を控える。
- ・ 当該地域から戻った後も自らの健康観察を行うとともに、行動歴について記録する。
- ・ 会食を行うに当たっては、感染防止対策が行われていない店舗、密な室内での大人数の飲食、長時間におよぶ飲食、はしご酒を避け、会話をする時は

マスクを着用する。

とりわけ、直近1週間の人口10万人当たりの新規陽性者数が15.0人を上回っている（政府の新型コロナウイルス感染症対策分科会提言におけるステージⅢ相当）都道府県への訪問に当たっては、上記の徹底に加え、次のとおり慎重な検討を行うことを呼びかける。

- ・ 訪問そのものを慎重に検討した上で、感染リスクが高い状況を確実に避けるよう留意し、避けられない場合は訪問そのものを控える。
- ・ 高齢者や基礎疾患（呼吸器疾患、糖尿病、高血圧など）のある方等重症化しやすい方やその同居のご家族は特に慎重な検討を行う。

さらに、その他の都道府県への訪問に当たっては、移動に伴う地域を越えた感染拡大の可能性をできるだけ低くするために、改めて基本的な感染防止策を徹底するよう呼びかける。
(令和2年11月24日から適用)

なお、県内においても陽性者が増加している地域があるため、県内の移動に当たっても「うつらない」（自分を守る）ための慎重な行動をとるとともに、県外をはじめ他の地域を訪問する際は、自身の行動が感染拡大を招かないよう「うつさない」（周囲を守る）、「ひろげない」（地域を守る）ための行動をとることを呼びかける。

〔危機管理部・観光部〕

(3) 年末年始の感染拡大を防止するための呼びかけの強化

帰省や旅行などによる人の移動や、忘年会や新年会など飲酒や会食の機会の増加による感染拡大を防ぐため、次の点について、県民、事業者及び他県からの来訪者に呼びかける。

また、県民の行動変容につながるよう、県内におけるこれまでの陽性者の発生事例を踏まえ、リスクの高い場面や行動をわかりやすく周知する。

- ・ 帰省や旅行は可能な場合は人が集中する時期を避けること。
- ・ 事業者は、従業員の休暇の分散取得や在宅勤務・テレワークの促進、発熱時に従業員が休みやすい職場環境づくりに努めること。
- ・ 体調の悪い方は帰省を控えること。また、帰省中に体調が変化した場合は会食や外出は控え、かかりつけ医等地域の身近な医療機関に電話相談すること。
- ・ 忘年会などの会食の際には、ガイドラインを遵守している店舗を利用するとともに、以下に留意し、感染リスクを下げながら楽しむ工夫をすること。
 - ✓ 体調が悪い場合（又は10日以内に悪かった場合）は参加しない、させない。
 - ✓ 開始前と会食後に必ず手指消毒を行う。（可能であれば会食中も。手指消毒の代わりに徹底した手洗いでも可。）
 - ✓ 人と直接・間接に接触しない。（直接的な接触はもとより、大皿料理やとり箸、お酌、カラオケマイク等、物を共用しない。）

- ✓ 飛沫を人や人の食べ物等に飛ばさない。(人との距離を保ち、パーティション等がない場合には会話の際にマスク着用もしくはハンカチ等で口を覆う、大声で話さない、など)
- ✓ 会場の換気に気をつける。(会場の換気が不十分なら 30 分程度ごとに窓やドアを開けてのこまめな換気を行うか、短時間で会食を切り上げる。)
- ・ 初詣の際は、可能な限り混雑する日時を避けることや、人との距離を確保するなど自らできる対策を行うとともに、神社や寺院などが実施する感染防止対策に協力すること。

(各部局)

(4) 高齢者など重症化リスクの高い方々を守る取組

高齢者や基礎疾患のある方など、重症化リスクの高い方の感染を予防するため、市町村等とも連携して、これらの方々への情報発信を強化するとともに、高齢者等の集まる場所の運営者に感染防止に関する注意喚起を改めて行う。

また、高齢者が多く利用するスーパーなどの店舗に対しても、混雑が避けられる時間の周知など、密集を避けるための対策等を働きかける。

[健康福祉部・産業労働部・危機管理部]

(5) 事業者へのガイドラインの周知を通じた感染防止策の徹底の要請

事業者に対して、ガイドラインの周知を図り、適切な感染防止策(入場者の制限(席数や面積に応じた制限等)、施設内での物理的距離の確保、客が手を触れられる箇所の定期的な消毒、客の健康状態の聞取り、入口での検温、マスクの着用、換気等)の徹底を促す。

(法第 24 条第 9 項)

特に、対策本部地方部のガイドライン周知・推進チームにより、市町村や関係団体と連携しながら、換気の実施をはじめとした冬場の感染防止対策について、様々な機会を捉えて個別の事業者への浸透を図る。

[各部局]

(6) 商店街による取組の支援

飲食店等に対し、商店街と連携しガイドラインの遵守に向けた取組を支援する。

また、PCR 等検査を集中的に実施することとしたエリアに所在し、感染拡大防止対策や風評被害防止対策に取り組む商店街等の支援を行う。

[産業労働部]

(7) 「新型コロナ対策推進宣言」の推進

経済活動の再開及び需要喚起を図るため、新型コロナ対策経営推進員(商工会・商工会議所の経営指導員等)の助言・指導のもと、自ら適切な感染防止策を検討・実施する事業者を増やし、安心して利用や買い物等ができる環境づくりを行う。

また、LINE を活用した「新型コロナ対策推進宣言の店マップ」の普及により、

感染防止対策に取り組む店舗等の利用促進を図る。

〔産業労働部〕

(8) 「新しい生活様式」に適応した事業活動の支援

観光関連事業者等中小企業者がグループで行う生産性向上に向けた新たな取組等を支援する。

また、安全・安心を確保した先駆的な取組等の情報を発信し、県民による地域店舗等の利用や、事業者の新たな事業展開を促進する。

〔営業局〕

(9) 「新しい生活様式」に適応した公共交通機関の利用促進

県民の生活・経済の安定に不可欠な地域公共交通を安心して利用できるよう、安全運行を継続するために必要な対策を講じる事業者を支援するとともに、利用者に対し、時差出勤、マスクの着用及び会話を控えめにすることの協力の呼び掛けなど、事業者、業界団体と一体となって取り組む。

〔企画振興部〕

(10) 不特定多数の人が利用する施設・店舗等における営業

スーパーマーケットなど、不特定多数の人が利用する施設・店舗等においては、その特性に応じて、入場制限、混雑時間帯の掲示、レジ等における物理的距離の確保など感染防止策を徹底するよう要請する。

特に、博物館、美術館、観光施設等においては、必要に応じて施設利用者名簿の作成等による連絡先の把握について施設管理者に働きかける。

〔危機管理部・健康福祉部・産業労働部〕

(11) 施設・店舗等での陽性者確認時の対応等

施設・店舗等の利用者や従事者等に陽性者が確認された場合、保健所が実施する疫学調査への協力を求める。また、疫学調査の結果、感染拡大防止のため必要な範囲において、施設・店舗の名称を公表するとともに、安全が確認されるまで、一時閉鎖を実施した事業者を支援する。

なお、飲食店等においてガイドラインに掲載されているような感染防止策が適切に講じられていなかったことが、感染の要因と考えられるときは、その旨を公表して感染防止策の徹底を促すことを改めて周知する。

〔危機管理部・健康福祉部・産業労働部〕

(12) 観光地・観光施設における感染防止対策

観光関連事業者に対し各業界におけるガイドライン等に基づく感染防止対策の徹底を依頼するとともに、感染防止対策の情報発信や感染が疑われる観光客の医療機関への移動手段確保等、各地域が取り組む安全・安心な観光地域づくりに

対し支援を行うなど、関係機関と連携・協力して、観光地における感染防止対策を強化する。

また、本県を訪れる観光客に対しても「信州版 新たな旅のすゝめ」を活用し、感染防止に協力いただくことを宿泊割引施策の利用要件にするなど、感染防止対策の徹底を図る。

〔健康福祉部・観光部〕

(13) 高等教育機関における感染防止対策

大学、専門学校等に対し、授業や寮生活等、学内での感染防止対策等の徹底を依頼するとともに、学生の飲み会やカラオケ、課外活動等での感染防止対策の徹底を周知するよう依頼する。

〔県民文化部〕

4 感染拡大に対処するため、医療・検査体制の整備を進めるための取組

《重点3》

(1) 医療提供体制の充実

これまでの患者発生状況を踏まえた患者推計を基に、600人規模の陽性者を想定して整理した、350名程度の入院患者（うち重症者48名）、250名程度の宿泊療養者の感染状況に応じた受入体制を維持するとともに、受入医療機関に対しては、既に確保している病床に加え、更なる患者受入の拡大の協力を求め、症状に応じた適切な医療が受けられるよう調整本部等で受入先を調整する。

また、令和2年10月24日の新型コロナウイルス感染症に関する政令改正を受け、一定の要件に該当する軽症者及び無症状病原体保有者については、原則入院を経ずに宿泊療養施設で受け入れる運用とし、中等症・重症の方や重症化リスクのある方への医療提供に重点化を図るため、宿泊療養施設の早期増設に取り組むとともに、一定の要件を満たす場合には自宅での療養をお願いしていく。

〔健康福祉部〕

(2) 検査体制等の整備・拡充

季節性インフルエンザの流行期における最大検査需要を約9,000件と想定し、10月末までに491の医療機関を診療・検査医療機関に指定するなど、これに対応できる体制の整備を進めてきた。今後も診療・検査医療機関や外来・検査センターの拡充・強化などにより、更なる体制の強化に取り組む。

11月17日以降は、かかりつけ医等地域の身近な医療機関による受診案内を中心とした相談体制に変更し、円滑な相談・受診・検査の流れを確立する。

また、まずは、季節性インフルエンザの流行を抑えることが重要であり、予防接種やマスクの着用、こまめな手洗いや手指消毒の励行など、予防策の徹底を呼

び掛けていく。

〔健康福祉部〕

(3) 医療資材・人材の確保等

診療・検査医療機関を含む医療機関に対しては、今冬の季節性インフルエンザとの同時流行の懸念も考慮した上で、県として需要を把握し、マスク等の必要な医療資材を確保しつつ、急激な陽性者の増加により緊急にアイソレーションガウン、フェイスシールドといった医療資材を必要とする場合に、供給できるよう備蓄を図る。

併せて、迅速抗原検査キットについては、国へ安定供給体制の構築を求めていくとともに、市場供給の状況を注視する。

また、人員が不足する医療機関等に対しては、必要な人的支援を機動的に行っていく。

社会福祉施設に対しては、市場で購入が難しい医療資材について県で購入し配付するとともに、感染が発生した場合には県の備蓄から提供する。

また、福祉現場において、陽性者が発生した場合に、他の社会福祉法人からの応援職員に対して研修を実施し、実効性ある応援職員体制を構築する。

〔健康福祉部〕

(4) 医療機関、社会福祉施設等におけるクラスター感染の防止等

本県においても院内感染者の死亡事例が発生したことを重く受け止め、重症化リスクの高い方が利用する医療機関や社会福祉施設等における院内（施設内）感染を防止するため、従業者等に発熱等の症状がある場合には、速やかに検査を実施するとともに、院内（施設内）において陽性者が発生した場合には、その接触者に対して幅広く検査を実施するなど積極的に感染拡大防止のための措置を講じる。

一方で、県内において医療従事者等の新型コロナウイルス感染症の感染事例が増加していることを踏まえ、診療・検査医療機関については、発熱患者用の動線の確保や従業者の感染防止等の徹底、院内（施設内）の感染拡大防止や新型コロナウイルス感染症が疑われる者等の診療に関する留意点など、ハード・ソフト両方の観点からの対策を、診療・検査医療機関を含めた医療機関等へ改めて求めていく。

また、クラスター感染を防止するため、発生施設に対し速やかにクラスター対策チームを派遣する。

社会福祉施設に関しては、面会を実施する場合の具体的な留意点等を含め、施設内感染の防止策の徹底を周知する。

〔健康福祉部〕

5 県民の皆様の生活を支え、経済の再生を図るための取組《重点4》

(1) 長野県新型コロナ対策産業支援・再生本部会議における取組の共有等

事業継続を支援する「緊急支援フェーズ」、「新しい生活様式」の定着に向けた取組を支援する「適応 (With コロナ) フェーズ」、本格的な経済再生に向けた「再生フェーズ (ワクチン等開発後)」ごとの課題や支援策について関係団体とともに共有・検討する。

〔産業労働部〕

(2) 経営を継続し雇用を守る事業者への支援

事業者が必要な支援を受けられるよう、社会保険労務士、行政書士を配置する「産業・雇用総合サポートセンター」を地域振興局及び労政事務所に設置し、相談、書類作成、申請等を支援する。

〔産業労働部〕

(3) 失業者等の就労支援

県・市町村・県民連携による「長野県あんしん未来創造基金」を県社会福祉協議会に造成し、新型コロナウイルスの影響による失業者等で、一般の就労支援で就職につなげていない方の就労を支援し、生活資金の確保を図る。

また、地域振興局の「就業支援デスク」を強化し、人手不足分野とのマッチングや職業訓練の提案など、失業者一人ひとりに寄り添った就労支援を実施するとともに、労働局の求人確保対策本部との連携による求人の開拓や雇用過剰企業と人手不足企業との雇用シェアリングの支援を行うほか、「緊急雇用対策助成金」の支給により民間における新たな雇用の創出を促進する。

さらに、ジョブカフェ信州におけるキャリアコンサルティングや職場実習の支援枠の拡充等により、より多くの失業者や就職困難者の正規就労を支援するとともに、雇用情勢の更なる悪化に備え、非正規雇用者の正規化により一層取り組む。

〔産業労働部〕

(4) コロナは思いやりと支えあいで乗り越える“あかりをともそう”キャンペーン

思いやりと支えあいの心で県民一丸となって新型コロナウイルスを乗り越え、信州版「新たな日常のすゝめ」を実践しながら、地元のお店やサービスを積極的に利用して、地域経済の回復・活性化を図るキャンペーンを展開する。

〔営業局・各部局〕

(5) 信州地域支えあいキャンペーン

地域住民による旅館・ホテルの利用促進、県産食材や花きの積極的な購入、クラウドファンディングを活用した飲食店の支援など、各地域から支えあいの輪を

広げ、県内経済の再生を促進する。

〔営業局・観光部・農政部〕

(6) With コロナ時代における観光産業振興に向けた取組

「After コロナ時代を見据えた観光振興方針」において、各地域が目指す方向性として位置付けた「安全・安心な観光地域づくり」、「長期滞在型観光の推進」、「信州リピーターの獲得」の3つの柱に基づき、市町村、観光関係者と一体となって観光振興に取り組む。

ウィンターシーズンに向け、スキー場等における感染防止対策及びそのプロモーション等を支援し、安全・安心なスキー場等の整備を推進する。その上で、冬のアクティビティーに対する支援策を実施することにより、スノーリゾート及び冬季の観光振興を図る。

また、本県及び他の都道府県の感染状況等を注視しつつ、国のGo Toトラベル事業の活用と県の支援策の機動的な実施や修学旅行等の積極的な誘致により、県内観光産業を下支えするとともに、引き続き県民による県内観光の振興を図る。

〔観光部〕

(7) 新型コロナウイルス感染症の影響から県民の命とくらしを守る取組

新型コロナウイルス感染症の影響から県民の命とくらしを守るため、部局横断で生活者支援や自殺対策の課題等を整理・検討し、市町村等と連携して、支援策の改善等の検討や効果的な情報発信を行う。

特に、全国的には7月以降、長野県においても9月は自殺者数が増加していることから、自殺対策を専門に行っているNPO法人等と連携の上、新型コロナウイルスの感染拡大以降の本県における自殺の特性分析や、関係部署等との情報共有、分析結果に応じた対応等に取り組む。

〔県民文化部・健康福祉部・産業労働部・教育委員会〕

(8) 農家等の経営継続と県産農産物の消費拡大に向けた取組

県産農産物の需給状況、価格動向を注視しながら、国の事業を最大限活用し、次期作や新たな生産・販売方式の導入に必要な経費等を支援するなど、農家の営農継続を後押しするとともに、労働力を必要とする経営体への雇用人材確保に向けた支援を強化する。

また、メディア等を通じた県産花きや県産米の購入促進のPRや、牛肉等の学校給食への提供、関係団体・事業者と連携した販促キャンペーンなどにより、県産農産物の域内消費の拡大を図る。

〔農政部・営業局・教育委員会〕

(9) 林業事業体の事業継続に向けた取組

林業における雇用の維持を図るため、合板用など木材需要の減少に対し、需要

のある木質バイオマス発電用への一時的な生産シフトを促進するなど、事業継続に向けた取組を支援する。

〔林務部〕

(10) 地域の支えあいによる消費の促進

大きな消費の落ち込みの影響を受けている事業者を県民一丸となって応援するとともに、「新しい生活様式」への対応を促進するため、地域の実情に応じて市町村が行う消費喚起の取組を支援する。

また、市町村が行う消費喚起の取組とあわせ、関係者と連携し、国の Go To イート事業の活用による飲食店の需要喚起を図るため、積極的な事業者登録が行われるよう県として働きかけを行う。

〔企画振興部・産業労働部〕

(11) 生活を支える公共交通の確保

新型コロナウイルス感染拡大による影響が著しい高速乗合バスの利用回復を図るため、バス事業者等が行う利用促進及び収益力強化に向けた取組を支援する。

また、コロナ過において安全な鉄道輸送の確保及び県民生活の維持等を図るため、地域鉄道事業者が行う設備の維持修繕等を支援する。

〔企画振興部〕

(12) 相談支援体制の強化

失業や離職等により生活に困窮している方の住まいの確保や就労に向けた支援を行うため、県が設置する生活就労支援センター「まいさぼ」の人員体制を強化する。

〔健康福祉部〕

(13) 生活福祉資金特例貸付の円滑な実施

長野県社会福祉協議会が実施する生活福祉資金特例貸付（受付期間：12月末まで）の貸付原資等の補助により、資金が必要な方に円滑に貸付が行われるよう支援するとともに、生活資金の需要が高まる年末年始に向けて制度の周知を徹底する。

また、償還の負担の軽減を図るため、国の償還免除措置に加え、県独自に償還金の一部を補助することとしており、その実施方法等について検討を行う。

〔健康福祉部〕

(14) ひとり親世帯の支援

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、子育て負担の増加や収入の減少が生じている郡部にお住まいのひとり親世帯を支援するための臨時特別給付金について引き続き広報等を行うとともに、対象者への給付を行う。

※ 市にお住まいの方については、各市が実施

〔県民文化部〕

(15) 子どもの居場所の支援

With コロナの状況下においても、信州こどもカフェを継続的に運営できるよう、県社会福祉協議会を通じた支援を拡充する。

〔県民文化部〕

(16) 多言語及び「やさしい日本語」を活用した情報発信の強化

感染防止策や早期受診等呼びかけるため、日本語での情報が届きにくい外国人県民に向け、多言語及び「やさしい日本語」により、市町村や関係団体等を通じ発信する。

また、SNS等を活用し効果的な情報発信を行う。

〔県民文化部〕

6 誹謗中傷等を抑止し県民の絆を守るための取組《重点5》

(1) 人権への配慮

患者・陽性者、医療機関や福祉施設等に勤務されている方々、交通機関や物流など県民生活の維持に必要な業務に従事されている方々やその家族に対し、人権侵害が起きないように、正確な情報発信や啓発などの取組を行うとともに、感染が拡大している地域に居住する方々や当該地域と行き来されている方々に対する差別や誹謗中傷を行わないよう呼びかける。

また、「新型コロナ誹謗中傷等被害相談窓口」により、誹謗中傷等による被害者を支援する。

〔県民文化部・各部署〕

(2) 誹謗中傷等を抑止し、温かい社会をつくる取組

誹謗中傷等が発生する仕組みや対応についての気づきと示唆を与え、意識変容、行動変容を図って誹謗中傷等を抑止するとともに、陽性者等の気持ちに寄り添い、治療を終えた方等が安心して日常生活に戻ることができる地域・社会をつくる「コロナは思いやりと支えあいで乗り越える“あかりをともそう”キャンペーン」を、市町村、経済団体等及び県民と一丸となって展開する。

〔県民文化部・各部署〕

7 その他重要な事項

(1) 県立学校についての取扱い

冬場の感染症対策を徹底するため、新型コロナウイルス感染症に係る県立学校の運営ガイドラインを改定し、感染リスクを可能な限り低減させるとともに、子どもたちの学びを最大限保障する。

〔教育委員会〕

(2) 県有施設についての取扱い

県有施設（集会施設、展示施設、スポーツ施設、博物館、美術館、図書館等）については、感染防止策の徹底を図りながら運営する。

〔各部局〕

(3) 県主催イベント・行事の実施のための当面の判断基準

県主催イベント・行事については、別添「12月1日以降のイベント開催の目安について」に従い実施する。感染拡大を予防する「新しい生活様式」を定着させつつ、社会経済活動を活性化させるため、県としては、民間が主催するイベントの参考としていただけるよう、感染防止に最大限の注意を払いながら、積極的にイベント等を実施することとする。

なお、イベント等の場において濃厚接触者^(※)をできる限り生じさせないようにする（例えば、マスクの常時着用が困難な場合には身体的距離を十分に確保する）とともに、参加者に陽性者が発生した場合に濃厚接触者にかかる調査を円滑に実施できるようにする（接触確認アプリのインストールの義務付け、参加者の連絡先の確認を確実にを行う）こと、イベント前後の感染防止についての注意喚起を徹底することとする。

また、集会や会議等の開催に当たっては、年齢や身体の調子等により、多人数が集まる場への参加を控えたい方がいる場合も想定し、予めの意見聴取やリモートによる参加等、直接参加に代わる手段の設定や、不参加も許容されるものであることの周知などを検討する。

急激な感染拡大が生じた場合にあっては、イベント等の中止や施設の閉館等を行う必要があり、そうした事態にも常に備えておくこととする。

※ 濃厚接触者とは

「患者(確定例)」（「無症状病原体保有者」を含む。以下同じ。）の感染可能期間に接触した者のうち、次の範囲に該当する者。

○患者(確定例)と同居あるいは長時間の接触(車内、航空機内等を含む)があった者

○適切な感染防護無しに患者(確定例)を診察、看護もしくは介護していた者

○患者(確定例)の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者

○その他:手で触れることの出来る距離(目安として1メートル)で、必要な感染予防策なしで、

「患者(確定例)」と15分以上の接触があった者(周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する)

国立感染症研究所 感染症疫学センター

(4) 民間主催のイベントに対する要請

民間が主催するイベント等については、以下の基準を遵守するよう要請する。

また、イベントを開催する前に参加者へ接触確認アプリのインストールを促すことや、感染拡大防止のため必要に応じて参加者名簿の作成などにより連絡先等を把握することについて、イベント主催者に要請する。

さらに、全国的な人の移動を伴うイベント又は大規模なイベントの開催を予定する場合には、県に事前相談をするよう施設管理者又はイベント主催者に依頼する。
(法第24条第9項)

なお、感染防止策を徹底したイベントについては開催が可能である旨を併せて周知し、必要な社会経済活動の促進を図る。

※イベント開催の目安

当面来年2月末まで、別添「12月1日以降のイベント開催の目安について」のとおりとする。

なお、概要は次のとおり。

- 収容率要件と人数上限のいずれか小さい方を限度とする(両方の条件を満たす必要)。
- ① 収容率要件については、
 - ・ 感染リスクの少ないイベント(クラシック音楽コンサート等)については100%以内
 - ・ その他大声での歓声・声援等が想定されるイベント(ロックコンサート、スポーツイベント等)については50%以内(ただし、異なるグループ(5名以内)間で座席を1席空ければ50%超も可能)
- ② 人数上限については、5,000人を超え、収容人数の50%までを可とする。

| | 収容率 | | 人数上限 |
|---------|---|---|---|
| イベントの類型 | 大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの (・クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会等 ・飲食を伴うが発声がないもの(映画館等)) | 大声での歓声・声援等が想定されるもの (・ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント等) | ①収容人数10,000人超 ⇒収容人数の50% ②収容人数10,000人以下 ⇒5,000人 (注)収容率と人数上限でいずれか小さいほうを限度(両方の条件を満たす必要)。 |
| | 100%以内 (席がない場合は適切な間隔) | 50%以内 ^(※) (席がない場合は十分な間隔) | |

※ただし、異なるグループ(5名以内)間で座席を1席空ければ50%超も可能

〔各部局〕

(5) 避難時における新型コロナウイルス感染症対策の取組

市町村と連携した「信州防災逃げ遅れゼロプロジェクト」の一環として、住民が「3密」を避けた多様な方法による避難ができるよう、避難所への避難のほか、知人・親戚宅への避難を検討することの周知、指定避難所以外のホテル・旅館等の避難先の確保などに取り組む。

〔危機管理部・健康福祉部〕